

常勤役員（専務理事）の公募について

全国土地改良事業団体連合会（愛称：全国^{みどり}水土里ネット）の役員（専務理事）を公募します。詳細については、以下をご覧ください。

〔公募内容〕

1. 公募する常勤役員

専務理事 1名

2. 就任予定日

令和2年4月1日

3. 任期

就任日から令和5年3月31日まで（再任を妨げない）。

4. 職務内容

会長及び副会長を補佐し、本会の行う業務全般の執行について統括するとともに、その責任を負う。

（注）本会の行う業務については、別紙「全国土地改良事業団体連合会の概要」を参照して下さい。

5. 応募要件

- 1）農業農村整備事業及びこれに関連する非公共事業等の業務に従事した経験があること。
- 2）国又は都道府県等の予算に精通していること。
- 3）土地改良法について熟知し、本会の法律上の位置づけ等を十分理解していること。
- 4）農業土木に関し、高度な技術力を有していること。
- 5）本会の公共的法人の性格に鑑み、中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、人格高潔で高い倫理観を有すること。
- 6）原則として、予定する任期の末日（令和5年3月31日）における満年齢が、70歳以下であること。

6. 勤務条件

（1）勤務形態

常勤

（2）勤務地

全国土地改良事業団体連合会(東京都千代田区平河町二丁目7番4号 砂防会館別館)

(3) 勤務時間

役員であるため当会の勤務時間、休暇等に係る規程の適用がありません。(職員の勤務時間は午前9時から午後5時30分まで)

(4) 報酬

年額1,404万円

(5) 手当等

上記報酬とは別に通勤手当(実費)を支給するほか、社会保険(健康保険、厚生年金)に加入。

7. 選考方法

(1) 一次選考

- ① 外部有識者を含む当会常勤役員候補者選定審査委員会の審査により候補者を選考し、当会の総会開催時(令和2年3月26日に予定)に、同総会の詮衡委員会(当会役員の候補者を総会に推薦する組織)に推薦します。
- ② 上記選考審査委員会の審査は、書類審査により行うことを原則としますが、同委員会が必要と認めるときは、同委員会委員による面接を行うことがあります。
- ③ 一次選考の結果は、応募者全員にお知らせします。

(2) 二次選考

- ① 当会総会開催時に、上記選考審査委員会の推薦を受けて、当会総会の詮衡委員会において審査し、理事候補者として総会に推薦する予定です。
- ② 上記詮衡委員会の推薦する理事候補者を総会で審査し、理事に選任された場合は、当会会長が理事会の承認を経て専務理事に指名する予定です。
- ③ 二次選考結果は、二次選考対象者にお知らせするとともに、当会ホームページに公表します。

8. 応募受付期間

令和2年1月10日(金)～令和2年1月30日(木)

9. 応募書類

次により、履歴書、職歴書、志望動機及び抱負等を提出して下さい。

(1) 履歴書

- ① 様式は問いませんが、作成年月日、現住所、連絡先電話番号(携帯電話を含む)、氏名(ふりがなを附する)、性別、生年月日、年齢、義務教育卒業後の学歴、保有する免許・資格及び取得年月を記載するとともに顔写真を添付して下さい。
- ② 職歴は、別途「職歴書」に記載して下さい。
- ③ 志望動機は、別途「志望動機及び抱負等」に記載して下さい。

(2) 職歴書

A 4版用紙を用いて、時系列に勤務期間(例:S59.4～H2.3)、勤務先、役職及び

職務概要を記載して下さい。参考まで、別添のとおり様式を添付しますが、必要事項が記載されていれば、任意のもので差し支えありません。

(3) 志望動機及び抱負等

本件公募に応募した動機及び就任後の抱負等について、概ね2,000字以内に整理して記載して下さい。様式は、任意のもので差し支えありません。

10. 提出期限及び提出方法

- (1) 令和2年1月30日(木) 17:00までに必着として下さい。
- (2) 紙媒体の応募書類を郵送又は持参して下さい。(電子メール等での応募は不可)

11. 応募書類の送付先

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目7番4号 砂防会館別館4階
全国土地改良事業団体連合会 総務部 宛

12. 応募に関する問い合わせ

当会総務部(担当:星野、加藤)

電話 03-3234-5591 FAX 03-3234-5670

13. その他

- (1) 応募書類は返却しません。
- (2) 応募にかかる費用は、全額応募者の負担とします。
- (3) 提出された応募書類に記載されている個人情報、本件公募の選考のみに使用し、他の目的に使用することはありません。

全国土地改良事業団体連合会の概要

1 目的

都道府県土地改良事業団体連合会（土地改良区、市町村、農業協同組合が会員）及び土地改良事業を行う者（1万ヘクタールを超える土地改良区）を会員として、会員の事業の指導等を通じて、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。（土地改良法第111条の2、第111条の10）

2 設立

昭和32年に土地改良法が改正され、連合会が法律上位置づけられたことに伴い、昭和33年8月19日に設立

3 組織（令和元年12月現在）

会員数 51団体（都道府県連合会 47 土地改良区 4）
職員数 27人（事務職 12人 技術職 15人）

4 業務

1) 法律で定められているもの（土地改良法第111条の9）

- ① 会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助
- ② 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- ③ 土地改良事業に関する調査及び研究
- ④ 国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力
- ⑤ 全国連合会にあつては会員たる地方連合会の事業の指導
- ⑥ 前各号に掲げる事業のほか目的を達成するため必要な事業

2) 具体的な活動

- ① 土地改良施設の維持管理事業等の啓発、推進指導及び支援
- ② 換地処分の啓発、推進指導及び支援
- ③ 土地改良負担金対策事業等の啓発、推進指導及び支援
- ④ 農業農村整備事業の担当者の意識高揚、技術力の向上のための研修会の実施及びマニュアルの作成
- ⑤ 農業農村整備事業に関する広報活動
- ⑥ 土地改良区の運営実態調査の実施